

## 総務産業常任委員会会議録

日 時 平成30年4月18日（水曜日）10時00分～11時15分  
場 所 議員控室  
出席者 金木委員長、平山副委員長、熊谷委員、船本委員、村田委員、森議長  
ワザハバ 磯野議員、小寺議員、阿部議員、逢坂議員  
事務局 井上事務局長、杉野係長  
報 道 羽幌タイムス社、留萌新聞社、北海道新聞社

金木委員長

それでは、時間になりましたので、ただいまから総務産業常任委員会を始めさせていただきます。

まず、午前中は、お手元の案件にあるとおり小形風力発電施設の現状と対応についてということで行います。午後からは、港湾関連施設を視察をするという予定になっております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、まず午前中の案件ですが、小形風力発電についてなのですが、今年の夏ごろから羽幌町を初め近隣町村地域にも小形風力発電が見られるようになって、各議員のほうにも町民からどんな状況なのかとか、町からどういう説明があるのかといったことも個人的に聞いているという声も聞いております。今年の暮れにはガイドラインもできましたので、一回どういう現状なのかということを中心に委員会を開きたいということで今日開催となりました。町有施設も貸しているという状況もあるようなので、財務課のほうからも出席をしていただいております。

それでは、まず説明をお願いいたします。

### 1 小形風力発電施設の現状と対応について

担当課説明

説明員 地域振興課 酒井課長、佐々木係長  
財務課 大平課長、清水主幹、原田主査

酒井課長 10:01～10:02

本日、全国的な動きであります小形風力発電施設につきまして、当町における現況や対応等についてご説明申し上げます。

なお、本件につきましては、経済産業省が進めております再生可能エネルギーの普及施策に基づくものでありますことから、内容によりましては一部はつきりお答えできない部分があるかもしれませんことをあらかじめご理解いただきたいと思います。

それでは、早速資料に基づきまして説明をいたしますが、説明につきましては大変失礼になりますが、着席し行いますことをご了承願います。よろしく願いいたします。

佐々木係長 10:02～10:09

それでは、私のほうから資料に沿って説明させていただきます。

小形風力発電施設の現状と対応についてということで、まず1番の羽幌町小形風力発電施設建設に関するガイドラインということで、こちらは国による再生可能エネルギーの普及に伴いまして小形風力発電施設の建設に関する問い合わせが急増したことから、近隣町村の状況も確認しながら一定の指針が必要というふうに考えまして制定したものでございます。制定日につきましては、平成29年12月20日付で制定しております。内容及び根拠等につきましては、別紙のとおりということで、1枚めくっていただきまして、右上に資料1というふうに書いてあります。こちらがガイドラインということになります。内容につきましては、要点を説明したいと思います。

まず、1番の目的ですけれども、こちらにつきましては風力発電施設の建設に伴って環境保全及び景観形成の視点から事業者が自主的に遵守する事項や調整手順を明らかにするというのを目的としております。

2番の対象につきましては、対象施設と対象地域について記載しておりまして、対象施設につきましては全高が、高さですね、13メートル未満ということで自家消費などを主な目的としている場合はこちらのガイドラインの対象外とするということを記載しております。対象地域につきましては、羽幌町全域としまして、住宅地につきましては建設を避けることというふうに明記しております。

3の建設等に当たっての基準ですけれども、(1)としまして住宅等及び海岸からの距離ということで、海岸及び住宅から原則300メートル以上離れていることということにつきまして、住宅につきましては環境基本法に基づく騒音の基準値について200メートル離れていれば数値内ということでございますけれども、風向き等を考えて住民への影響を極力低減するというので原則300メートル以上ということにしております。ただし、300メートル未満であっても200メートル以上であれば環境エネルギーの推進の観点から地権者、それから周辺居住者等の承諾を得られた場合はこの限りでないというふうにしております。海岸につきましては、海岸から300メートルということにつきましては、海鳥センターの調査におきまして猛禽類の活動が海岸から200メートル以上でも確認されたということから、300メートルということを設定しております。

道路からの距離につきましては、地上と風車の最高点との長さのおおむね等倍以上と

ということで、こちらは部品等の落下などがあった場合を想定しましておおむねこのくらいの距離があれば大丈夫というようなことで設定しております。

(3)の騒音につきましては、環境基本法に基づく騒音に係る環境基準ということで昼間55デシベル以下、夜間で45デシベル以下というふうに設定しております。

次のページに行きまして、低周波音につきましては、こちらは環境省の低周波音問題対応の手引書に記載があります参考値を超えないものというふうに明記しております。

その他、電波障害、自然環境、景観、景観につきましては北海道景観形成ガイドラインを参考としながら判断していきたいというふうに思います。また、光害、文化財等にも配慮するというので明記しております。

4のガイドラインによる調整手順ということですが、こちらは建設を予定している小形風力発電施設等から300メートル以内に住宅がある場合は住民トラブル等を避けるということを目的にその関係者に事業内容を説明しまして議事録を作成することとしております。

(2)の事業説明結果の報告につきましては、こちらでも説明会の実施結果につきまして羽幌町へ報告することとしております。

(3)の羽幌町へ提出する書類、こちらにつきましては町として事前に事業内容を把握しておきたいということから、国への認定申請に先立ちまして羽幌町に対して次の①から④の関係書類を提出することというふうにしております。

6の設置後の維持管理等につきましては、設置後の注意事項につきまして記載しております。設置した施設について破損、事故等があった場合は、未然に防止するよう努めて羽幌町に報告すること。また、障害があった場合につきましても原因を調査して誠意を持って対応する。こちらでも町のほうに報告することとしております。また、(3)ですけれども、事業が完了した場合につきましては責任を持って施設を撤去することについて記載しております。

7のガイドラインの見直しにつきましては、社会情勢の変化により必要に応じて随時見直すということに記載しております。

8のその他につきましては、住民等からの苦情につきましては誠意を持って対応することということを明記しております。ガイドラインについては、説明は以上でございます。

戻りまして、表紙の2の建設予定件数等という部分につきまして説明いたします。(1)、町への関係書類提出状況ということで、ガイドラインにもありましたけれども、関係書類の提出ということで現在建設済み、また今後建設予定を合わせまして合計で35件の書類の提出が来ている状況でございます。

(2)としまして、目視での確認ということで、こちらは4月13日現在ですけれども、資料の2をごらんいただければと思いますけれども、A3横の羽幌町小形風車設置状況

ということで、全部で15基目視で確認できまして、そのおおよその位置を表示したものでございます。そのうち実際に稼働しているのが、羽根が回っているのを確認できたのが11基ということでございます。

次に、3の町有地の賃貸についてということで、現在2社に対して4筆賃貸借契約をしておりますが、こちらにつきましては財務課のほうより説明させていただきます。

清水主幹 10:10~10:16

それでは、町有地の賃貸につきましてご説明させていただきます。

資料3をごらんください。まず、(1)の貸し付けに当たっての考え方ですが、土地の選定につきましては1つ目のぼつ、中点になりますが、当然のことながら町として将来的に使用する予定がない土地であることと、2つ目のぼつになりますが、隣接地の所有者、使用者が同意した土地をお貸しすることとしてきました。実際に候補地の風下といえますか、内陸側の隣接地の方で、できれば風車は建ててほしくないという意見を受けまして貸付地から除外した土地もあります。次の米印ですが、現在は高台から築別までの地区で提供できる町有地はなくなったとしまして、新規の貸付要望に対しましてはお断りしている状況であります。

次に、②の貸付料の算定ですが、町の基準で貸付料を算定した場合1カ所につき年額5,000円から1万4,000円程度となりますが、風力発電事業者側からそれぞれ自社基準による金額、1社は1カ所につき年額5万円、もう一社は1カ所につき年額12万円で借りたいとの強い申し入れを受けましたので、その金額を貸付料といたしました。

③の契約期間ですが、通常は固定資産税の評価がえに合わせて3年間の貸付期間としており、期限後も引き続き貸し付けをする場合は3年ごとに契約し直しているところですが、風力発電事業におきましては再生可能エネルギー発電事業における固定価格買い取り制度という制度があるとのことで、その申請のために最低20年間土地の確保が必要だということから、契約期間を20年間または自動更新の条文を盛り込んでいるところでもあります。

次に、(2)の貸付状況ですが、貸し付けしている相手は2社ありまして、1社は羽幌グリーンエネルギー合同会社、こちらは汐見地区3カ所にそれぞれ1基ずつ設置したいということで貸し付けをしていますが、現在のところまだ設置されておらず、今年7月ごろに設置する運びになっているとのことです。契約期間につきましては、平成28年11月から本年3月末で一旦切りまして、以後3年ごとの自動更新としております。年間貸付料につきましては、12万円の3カ所分で計36万円としております。貸付地の位置につきましては、次の資料4、A3カラーの図面に表示していますが、図面の上側が日本海、左側が羽幌市街になります。黄色で①から③で表示している箇所が羽幌グリーンエネルギー合同会社に貸し付けている土地でありまして、④につきましては次に説明させ

ていただきますもう一社に貸し付けている箇所になり、現時点ではこの1基のみが設置済みとなっている状況であります。

資料3、A4の資料に戻っていただきまして、(2)の下の方、もう一社の貸付相手であります。これは、信夫山福島電力株式会社という事業者でありまして、こちらには1カ所1基分の設置ということで既に昨年風車が建てられております。契約期間につきましては、平成30年4月から20年間としており、年間貸付料につきましては5万円としています。

次に、(3)の貸付相手の概要であります。羽幌グリーンエナジー合同会社のほうは一般社団法人レジリエンスジャパン推進協議会という法人が風車を設置する各地域に現地法人を設置して事業を実施するというで聞いております。もう一社の信夫山福島電力株式会社につきましては、一般財団法人ふくしま未来研究会という法人が福島市に設立した再生可能エネルギーによる発電事業会社ということで聞いております。

めくっていただきまして、裏側の(4)、その他になりますが、風力発電事業実施に係る諸手続の状況ということでそれぞれの事業者から伺っております。上段の羽幌グリーンエナジー合同会社につきましては、今年7月ごろに3基の風車設置が予定されているとのことで、下段の信夫山福島電力株式会社につきましては既に風車を設置されており、今月末ごろから売電が始められる予定とのことであります。

資料5、一番後ろのA3の資料になりますが、左側が今年7月ごろに3基設置される予定となっております。そして、右側が既に設置されておりまして、今月末から本稼働の予定となっております。

以上、簡単ではありますが、町有地の賃貸につきましても説明とさせていただきます。

金木委員長

それでは、委員の皆さんから質疑を受けたいと思います。質疑のある方、挙手でお願いいたします。答弁者の方も答弁されるときは挙手でお願いいたします。

— 主な協議内容等 (質疑) — 10:16~11:15

船本委員 町の貸し付けについて、これは農振か何かかぶっていますか。農振は全然かぶっていないですか、雑種地か何かで。

清水主幹 一応農振かかっているところ、農地だめということになっておりますので、1筆1筆確認して、それで大丈夫だということをお貸ししております。

船本委員           それ例えば相手方から聞くのでなく、町のほうで農振かぶっている町有地であっても網外してからでなかったらちょっとまずいと思うのです。普通財産に落としてしまっているのなら別なのだけれども、だから財務課で貸し付けしたりなんかしていたと思うのだけれども、その網を外していないところに今風車を建てて、それが北電なのか経済産業省なのかわからないけれども、どこかでクレームついているというところもあるという話も聞いています。当然町がこうやって貸し付けするのなら農振の網外れて、当然農地だとかなんとか転用の問題は出てこないと思うのだけれども、雑種地か何かになっているのか、もともと家でもあれば宅地になっているだろうけれども、そっちはいいけれども、転用はないだろうけれども、農振のほうは相当羽幌の町の中かぶっていますから、そしてご存じのとおり産廃のときにも農振かぶっていた、かぶっていないで相当時間がかかった経緯があるのです。それによって経費も高くなったという経緯もありますから、これ真剣にかかって貸し付けしておかなかつたら、ちょっとあれかなと思うのだけれども、そこら辺どうなのですか。そのときの経緯で教えて、そのときはこうだったということ。

大平課長           貸し付けに当たりましては、船本委員おっしゃられるとおり、農振等かかっているかどうかというのをうちのほうで農業委員会、農政部間との確認と、あと今回貸し付けした部分につきましては旧鉄道用地の形になっていますので、その辺はうちのほうの町有地に関しましてはそういった規制にはかかっていないということで確認をした上で貸し付けをしております。

船本委員           それと、貸付料の関係なのだけれども、貸付料の前にこれ20年貸し付けるということなのですか。そして、年間12万なり、5万というところもあるのだけれども、これは面積が小さいからかなと思っているのだけれども、例えばこれから20年して、こういう建物を建てさせて、そしてこの会社がなくなったとなったらどうなるの。合同会社というのは、有限会社の後にできた、10年ぐらいたっているかな、まだ新しい会社で、簡単にできる会社なのです。私もよくわからないけれども、だからそこら辺はもしこの会社がどんどん建てていった、ぼんぼん、ぼんぼんこういう会社つくって行ってやっていっているときに、あと土地投げられたと、

風車もそのままになってしまったという場合なんか心配ないですか。お貸しになるときにそういう考えも出なかったの。これ日にちから見ていけば、風車の話がどんどん飛んでいるときだから、この信夫山というのは相当羽幌に入ってやっていたから、そこら辺どうなのですか。ちょっと私心配しているのは、宮坂問題もあるし、小さい、大きいあるけれども、これは小さい問題だけれども、同じことでないかなと思うのだ。こういうものとかは出てきていないの。あと町がまた解体するようになれば、全部町費であれすると。それと、今あれしているのが1本150万で現金で払うと。だめであれば、例えばこういう建物建てさせて、その会社いつなくなるか、20年あるかないかわからないよといった場合にどうするのといったら、もしあれなら150万以内なり、せいぜい200万まで出してもいいと、買ってもいいよというような状況の会社がどんどん出ているのです。だから、例えば売るとなれば、こういうところが出たのであれば、そこまでしなくてもいいけれども、公示か何かやってそういう会社を、希望の人たちにやっぱりきちっとした形で、あと町が困らないような形でやったほうが、貸してしまったやつをどうのこうの言ってもどうもならないけれども、もう少し慎重にかかったほうがよかったですのではないかなと思うのですけれども、どうなのですか。

大平課長 おっしゃるとおり、いろいろな心配の部分も確かにあるというふうには感じております。基本的には、土地的には使用目的や予定のないところだということもあって貸し付けはしていると思います。あと、物につきましても基本的には事業が終われば必ず更地という形で、一般的な土地の貸し付けと同じような契約状況にはなるのですけれども、何かあれば基本は自社のほうで責任を持って撤去していただくと、そういう形では契約はしておりますけれども、うちのほうとしてもそういうことにならない形で状況等は随時把握はしていきたいと思っております。

船本委員 ちょっとしつこいようだけれども、こういう会社というのは全部内容調べたのですか。調べて貸し付けしているのですか。

大平課長 一応会社概要ですとか、実際にやっているところも調べた上で貸し付けをしているような状況です。

船本委員           では、質問かえます。何か私の情報では、北電なり経済産業省のほうで2月以降の申請については全部だめと、全部小形風車だめになったよという話はちょっと情報入ったのですが、そこら辺聞いていますか。ちょっとうちのガイドラインとの関係もありまして。

酒井課長           情報としては入ってはいないのですけれども、経産省のホームページだとかを確認したら、だめだよということではないのですけれども、平成30年度から買い取り価格が変更になるということで、その経過措置として、このホームページで資料をちょっと確認はしているのですけれども、本年の2月28日までに新規申請を行った場合だとか、そういう経過措置があれば、30年から買い取り価格が下がるものですから、その期限を設けた中で、そこまでの期限に提出があったものについては現在の価格で買いますよというような通知が経産省のホームページには出ております。

船本委員           単価今五十何円が21円だかになるのだと。全然ペイしないのだと。そして、この人たちは、こうやって契約して違う人に、オーナーに持っているのと、私が聞いた範囲では、持っていつているから、ペイしないものはオーナーは手をつけないよという形らしいです。だから、それであれば、ただ心配なのは20年貸し付けということです。途中でおかしくなってしまった場合には、本当にあと宮坂問題と同じくならないかなという心配が一番大きいのだ。それと、この後2月の28日以降からの申請は、まずだめだと聞いていますから、出てこないと思うのです。ただ、風車のかわりに太陽パネルが今度はどんどん出るのでないかという、それもまだはっきりしていないけれども、まずそれにかわるのでないかという話は飛んでいました。そこら辺、酒井課長、何か聞いていますか。

酒井課長           その辺のどういう再生でというか、活用かというのについて情報は得られておりません。

村田委員           まず、このガイドライン、昨年12月20日に制定されていますが、その制定する前に稼働でなくて設置された風車が何基で、それ以降がまず何

基なのか教えてください。

酒井課長 あくまでも当町に提出されました届出書関係のコピーでの資料の合計値なのですけれども、こちらに届け出があった分につきましてはガイドラインができる前につくられたのが19基と把握しています。中には、うちのほうに届出書の写しだとかを出していない部分があるかもしれませんので。

村田委員 19基がガイドラインができる前に建ったと、今35件となっているので、残りはガイドラインができた後に……

酒井課長 建てたというのではなくて、経産省に認定申請が提出されたものとして先ほどお答えしました。建った、建たないにつきましては、そこまでちょっと把握はできておりません。

村田委員 わかりました。  
それで、羽幌町でガイドライン、ガイドラインがいいのか、条例がいいのか、そこら辺は別としても、決して早くなかったなという印象は持っています。そのガイドラインが制定される前に申請があった19基、今どれだけ建ってなっているのかわからないのですけれども、そういうものでこのガイドラインから見て設置場所だとか、住宅からの離れだとかいろんな部分、道路からの部分とか全ての部分でこの部分はちょっとガイドラインにひっかかるよなとかというものは、状況というのですか、そういうのはどういう状況なのでしょうか。

酒井課長 300メートルという先ほど説明をしたのですけれども、その以内に建てられている風車につきましてもあると思いますので、そういう部分につきましてはガイドラインを踏まえた風車と言えないものは中に建っている状況であるかと思います。

村田委員 建っているというものもあるということですね。

酒井課長 はい。

- 村田委員　　そういうことになると、やっぱり制定する部分と、あと行政サイドとしてこれから29年度に小形風力発電が進出してくるという部分に関してちょっと後手に回ってしまっているような気がするのですが、今稼働している中で実際に騒音だとか苦情とか、そういう部分というのは、知っている範囲でいいのですけれども、あるのか、何件あるのか、どういう苦情があるのか、私の範囲でも聞いているところあるので、そこら辺行政サイドで認識しているのかどうなのか、どうでしょう。
- 酒井課長　　私どものほうに直接耳に入った苦情等というのは、今のところはございません。
- 村田委員　　今稼働している風車で住宅が近くにあってその騒音の関係で夜は回せないのだという、晩の9時から朝の7時までだったか時間制限をして、向こうの離れたところらしいのですけれども、何で操作しているのかわからないのですけれども、とめて昼間だけ回しているのですということを目にしていますので、そういうふうになるとかなりガイドラインの制定前に建って今実際に回っている風車は、その風車はもう正直どうすることもできません。そこら辺の対応というのは、これからどういうふうにして考えていくのか、どういうふうにして苦情というのか、そういうのを対処していくのか、そこら辺。
- 酒井課長　　この事業につきましては、国の電気事業法により再生可能エネルギーの特別措置法という法律にのっとった取り組みでありまして、平成29年4月に法改正がされております。その文書の中にこういう認定が得られた後についても法令違反ですとか、事業を適切に実施しない場合が判明された場合につきましては経済産業大臣において改善命令、認定取り消しを行うことができる項目が追加されているとなっております。ですので、こういう事業者の対応が思わしくない場合につきましては、経産省とか、そういう部分について相談をしていきたいというふうに考えています。
- 森 議 長　　今話は先に進んでいるのですけれども、前提の部分で確認してからさらに議論を進めたほうがいような気がしましたので、ちょっと確認の質

問をさせていただきます。そもそもこのガイドラインというのは、目的にあるように事業者が自主的に遵守する事項を定めたということでありますので、この中身について町から会社へこの内容についての一定の拘束力があるのか、そういう表現が一番いいと思いますけれども、それについてまず前提をお聞きしたいと思います。

酒井課長           ガイドラインということですので、方針ということで拘束力はないというふうに思っています。

森 議 長           全くないということですよ。要するに言い方をかえると、事業者がこれを守らなくても町側としては何らかの措置をする、言い方をかえるとペナルティーをかけるとかということは一切できないと。あくまでも、言い方が正しいかどうかわかりませんが、紳士協定的に我々はこれをつくったので、守れるものなら守ってくださいとかというようなイメージでこのガイドラインというのを捉えたほうがいいというような、今の説明からするのですけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

酒井課長           そのとおりで結構です。

森 議 長           すると、今の最後の村田委員の質問にも重なるのですが、基本的に町としては今みたいなことしか手出しができないと、現実には経産省が事業者に対して許可を出し、それから維持等についても法律に基づいて一定の権限を持っているということでもありますけれども、例えば最近も強風で羽根が飛んでしばらく放置されているというような現状がある、経産省が常にそれを100%把握するということはかなり場合によっては困難だという、羽幌町のほうから経産省に対して連絡をとって早急な措置をとるというような仕組みというのは仕組みとしてあるの、それともなくても口頭でやるのかとか、そういうような手だてというのは何か現状であるかどうかというのを確認したいと思います。

酒井課長           特にこういうふうという仕組みはないのですが、もしそういう事案とか発生した場合につきましては早急に連絡をして対応等について検討したいというふうに考えております。

- 森 議 長            とりあえずこれでやめて、確認がある程度することできました。
- 船本委員            もう一点お聞きしますけれども、今議長が言っていたのとちょっとかぶるかもわかりませんが、ガイドラインということはそれこそ紳士協定みたいなことで罰則規定も何もないのですよね。まず、その点。
- 酒井課長            ございません。
- 船本委員            さっき村田委員が言ったように、築別方面で住宅の近くで音がうるさいという苦情が出て、そして町が中に入って時間制限やったというように私は聞いたのですけれども、今聞いていたら全然そんなのっていないような感じだから、会社とそういう形で話し合ったのかなと思っているのです。例えばこれ去年の12月の20日に制定されて罰則が何もないかもしれないけれども、やはりそういう話し合いはこれから建てる業者と話し合っていていく考えはあるのですか。まだ建っていない、これから建つという部分ありますよね、これ見たら。そこら辺どうなのですか。
- 酒井課長            話し合いという部分はちょっと、具体的に市街地での住民説明とかというのありますので、そういう確認ができた場合については事業者のほうへは説明をしてくださいというようなお願いすることはできるのかなというふうには考えております。
- 平山副委員長      建設予定数が合計35件ということで、今はそのうちの15基が建っているということですよ。あと残りの20件というのは、その建てる場所というか、民有地とか、そういうのも入っているのですか。
- 酒井課長            先ほど財務課のほうから説明した以外の土地は、全て民有地になっています。
- 船本委員            佐々木係長が今4月1日でこっちのほうに来たので、3月の31日までに農振の網を外さなければならないというところの申請というのは、まだ許可おいていないところというのはどのぐらいの件数あるのですか。言

える範囲で、課がかわっていますから。

佐々木係長 3月31日現在では、5件の申請がありまして、それは除外に向けて道の事前の協議までは終わっていますので、一応予定としては除外される、用途の。

船本委員 稚内の場合は条例つくって、あとはほとんどガイドラインなのだけれども、ガイドラインというのは本当に効かない、こういう旅の業者にはほとんど効かないと思うのです。それであつたら、せっかくつくって生かされないのだったら、地元の人がやるのであればまだお互いに話し合っできるけれども、旅の人間というのは、住所も南大通1丁目ってどこにあるのか、看板も何もあるのも知らないけれども、私だけが知らないのかもしれないけれども、どこにあるのかわからないような状況で……条例にしなかった何か理由ってあるのですか。

酒井課長 特に国が進めている再生エネルギーの積極的な導入という部分がありますので、そこにも配慮したというところと近隣町村との情報交換をしながらということを確認し、また稚内市につきましてはもともとガイドラインは持っていたらしいのですけれども、住宅のすぐ目の前に風車が建つというふうな事例がぽんぽん出てきたということから、市街地の中の規制をやっぱりかけたいという部分の意図が大きかったというのは多少聞いています。

船本委員 町有地以外はみんな民地だから、それこそ汐見あたりのもうどうにもならない親の親の代から持ってそのままになっているようなところを150万なり180万で買ってもらえれば、そんないいことはないと思います。ただ、そういうところまで条例になってしまったら罰則規定もあるだろうけれども、ガイドラインだったら業者がやるといったらやってしまうから、中には汐見あたりの人で言っている人というのは我々の財産を何で300メートルだとか、300メートルといったら道路の汐見の海岸縁から崖崩れになっているから、結構なところ多いんです。それから、国道まで全部300メートルぐらいですよ、あそこ。ほとんど入りますよね。

酒井課長 図面上、一部300メートル以上あるところもあります。

村田委員 違うところで今35基、回っているのとこれからのを含めて、どこに建つのかも私はわからないのですけれども、つくられた電気が送電するのは、そこに走っている北電の普通の電線につないで、そこに供給する、別に送電線に供給するわけではなくというふうに聞いているのですけれども、この35基全ては北電との契約が済んでいるものなのかと、風力というのは回るときはみんな回って、それが電線に送られていって、そういう支障があるのかなのかというのは、私は素人なので、そこら辺というのは何か、幾つも近間にたくさん建って、それが風が吹いてみんな電気が送られていって、そこら辺で使っている例えば住宅で使われている家庭とか、そういう支障が出るようなことって絶対ないのですか。そこら辺の確認というのですか、そういうの、私素人だからあれだけでも、何か不安があるのです。大きい風車のある苫前町なんかだと、別に送るのは送る、その線、普通の一般の線につけているわけではないので、そこら辺の確認というか、どこら辺まで情報として知っているのか、ちょっと教えていただきたいのですけれども。

酒井課長 北電との契約状況につきましては、経産省との申請段階にあくまでも北電のほうに申し込みをしていづぐらいに契約できますよという文書を添付するようにお願いしますので、その確認した時点では北電との合意が得られているというものだと考えております。後半の電気の送電につきましては、私もちょっとそこまでは確認をしておりませんので、ちょっとお答えできない。

村田委員 北電が全てを把握して、建つ場所も把握して恐らく契約するから、そういう心配は個人的にする必要はないのかちょっとわからないのですけれども、納得はします。

金木委員長 では、私からちょっと一、二点お聞きしたいのですが、騒音基準で日中、夜間、55、45でしたか、数字だけだとちょっとぴんとこないのです。大体このぐらいの音が50台、40台ということをもし例として挙げられるようなものがあれば、例えば町なかの幹線道路沿いは何デシベルとか、飛

行機の中が何デシベルとか、そんなような比較するようなものって説明できますか。わからなければ、いいですから。

酒井課長 具体的にというのは、ちょっとわかりません。

金木委員長 実は、私もけさ方、まだ薄暗い4時半ころにちょっと見てきて、その後またここに来る前、9時ぐらいに2回ちょっと現地を見てきたのです。そうすると、夜間をとまっていた。図面でいう、資料2でいう13番、14番がとまっていた、夜間、4時半。9時過ぎにもう一回行ったら、13番が回っていましたので、恐らくこれが夜間とめているところなのだろうと、近くに民家もありましたので。事業者としては、やっぱり夜間とめることを前提としてつくっていないわけだと思うのです。そうすると、これから先20年間夜間とめているようなことになると、やはり当初の計画している売上額からかなりダメージを受けるだろうという気もするのです。契約してしまっただけで、幾らかでも回収しようと思えばやるのでしょうけれども、そういったことが今後ほかの部分でも起こり得ないとも限らないので、そうするとやっぱり20年間本当に無事に事業終了してくれるのだろうかという思いも実はあるにはあるのです。いろんな懸念はあるのですが、稚内で作られた条例とちょっと比較してみたら、稚内では現地の風車の敷地の周りを例えば塀などで囲いなさいとか、誰かが入り込んで感電したりするようなことがあっては困るというような安全対策上、変電施設の周りには囲いなさいとか、塀をつくりなさいというようなことが述べられていたり、あとはどこの事業者が管理しているのか、そういう標識も立てなさいと、ここは所有者は誰で、もしトラブルや何か変なことが発見されたらここに連絡してくださいという連絡先も表示するというようなことを条例ではうたっているのです。これは、やっぱり大事な事かなと思うのです。ガイドラインでもこのぐらいのことはできるのかなと思うのですが、その点こういう稚内の条例と比べて何かそういう比較とか検討なりされたのかどうか、さらにもうちょっと手直ししてみたいとか考えはないのかなと思うのですが。

酒井課長 稚内市の条例とは特に比較はしておりませんが、ガイドラインに

つきまして随時見直しをするということで規定を設けておりますので、したときにつきましては随時追加をしていきたいと。そして、そういう表示につきましては、建設後の風車につきましても対応できる事項でありますので、必要な部分については常時改正していきたいと考えております。

船本委員 ちよっと私も心配なので、お話しするのですけれども、今回グリーンエネルギー合同会社と28年から30年、2年間の契約、その後は3年ごとの自動更新ということになっているのですけれども、どこかの段階で買ってもらうような方法というのはいかなるのですか。今貸し付けしていくより、できるだけ買ってほしいというような方向でなかったら、会社20年あるかないか、皆さんはまだ20年あるだろうけれども、私たちは20年生きていくか生きていないかわからない、この会社だって20年あるかどうかかわからない、できるだけ買いたくないけれども、どうしても買ってほしいといったら、その場所は放したくないという評判立っていましたから、どこの会社も何したって羽幌へ入っていますから、ご存じだと思いますけれども、だから初めはこういうことになったけれども、議会としてもやっぱり買ってもらうような方向ですすめてほしいと言われたということで次くらいからは買ってほしいと。それで、1点教えてほしいのだけれども、ここら辺の土地は平米でも坪でもいいのだけれども、どのくらいの評価額見ているのですか。

清水主幹 評価額としましては、平米3円あるいは45円、それぐらいになっております。

船本委員 それであれば、150万から200万ぐらいの間だったら買うと思う。だから、買う方向で、どうなるかわからないけれども、相手があることだから、次の貸し付けのときまでには言うておいて、我々が土地を借りるときは将来的には買ってほしいと言われるのだから、町からも。だから、やっぱりこれはできるだけ早い時期に手を打って売るのなら売ってしまったほうが、あと途中で投げられて風車は壊さなければならぬこののと起きればまた困るので、後々の人たちが、今の人たちは困らないけれども、後々あれかなと思います。そこら辺どうでしょうか。

大平課長 船本委員おっしゃられるとおり、町から手放してしまえば責任等々確かになくなるという部分もございます。ただ、今度逆に町有地ではなくなったときに、それこそ変に転売等されてまたそこに残るといふ部分という懸念もないわけではない状況なのです。ですので、手放してしまえばあとの責任はなくなりますけれども、いろんなもの出てきますので、その辺については今後十分内部で検討しながら考えてまいります。

船本委員 その部分はわかるけれども、逆にこのほうが私は心配だと思う。だから、それであれば市街地だって同じこと言えるのだから、旅の人間だからこうだ、地元の間人は心配ないということないのだから、同じこと言えるのだから、それだったら貸し付けなら貸し付けでずっとあれだけれども、やっぱり将来的には、私たちも前に分けてもらったところもあるのだけれども、だからそれだって後で買ってくれということ、今もうそれでなくても土地というのはあっちこちで余ってきているから、町としてはできるだけ売りたいと思うのは必然ながら買ってくれる人がいないと。ここなんか特にそうだから、私は初めからこれだったらいろんな情報つかみながらやっぱり買ってもらったほうが、ただこれ今ガイドラインできたからあれだけれども、ガイドラインできる前だったら、だからあれしたので、ガイドラインができてからだったら、これ道路から本当にひっついてるので完全に無理でしょう。

だから、町民で汐見に持っている人たちが言うのは、汐見も築別も土地持っている人が言っているのは、町で貸し付けてしまっただけで自分たちは全然関係ないけれども、我々としたらガイドラインだから紳士協定だと思うよと私が相談受けたときには言ったのだけれども、そうはとらないのです、町民は。町が勝手にそうやって私たちの土地を売れなくしているのでないかというような表現している人もいます。決して町はそうでないよと、そしたら町に相談に行けばと、高齢だから行けないと言うから、役場に話して町のほうから説明に来てもらうかとも話したのですが、あとからの連絡は何もなかったです。

そこはお年寄り2人で暮らしている世帯で、たまに息子さんが帰ってこられるといった世帯ですが。

だから、ガイドラインができて町有地貸すときにはこういうガイドラインにひっかかるものはだめだよときちんとしているのならいいけれども、

途中からさっき村田委員が言ったようにガイドラインつくるのがちょっと、ここまで多数建設すると思っていなかったのかもしれないけれども、ちょっと遅かったのかといえはちょっと遅かったのかなと思います。だから、そこら辺で町としてこれはできるのかできないのか、まだ建っていないところについて話し合いというのができるのかできないのか、だめだったらすぐ返すことになるでしょう。契約してしまっていれば、だめだということにならないですよ、ガイドラインは後からつくったから。それを町民から言われた場合にどう答えるかです。ガイドラインだから罰則規定も何もないのだから、お互いに紳士的に話し合っただけだと、地主も私の土地なのだからと言えばそれまでなのだろうけれども、せっかくガイドラインつくったのだから、できるだけ……まあ、いいです。

森 議長

先ほどの説明で新規はもうできないと、この基準をつかった以上、それは今言ったようにどこまで拘束力あるかは別にして、少なくとも町有地に関してはこれに沿っていくので、町有地に新しくできることは今後ないという説明だったと理解します。ただ、気になるのは、今までもガイドラインあるなしにかかわらず町の貸付決定の際に、個々の会社のことはプライバシーにかかわりますから、そういった意味でなくて一般論としてお伺いしますけれども、先ほど船本委員のほうから合同会社というのは簡単に6万円あれば、具体的なこと言うとスタートできるとか、1人でもできるとか、今株式でもそうですけれども、そういうところもあります。通常やっぱり町民が一番心配しているのは、その会社がどうにかなったときに残って将来どうなるのだろうという観点からすると、こういう目的で建てるときにやっぱり一定の基準を持って貸し付け、イコール建てる目的がはっきりしているわけですから、そういうのを通常検討したのではないかなと思います。具体的に言うと、例えば会社つくって何年たっている、事業規模がどのくらいある、資産がどのくらいある、さっき言ったように合同会社は資産なくてもできます。それから、もっというと、親会社という表現なのかどうかわかりませんが、一般社団法人というのも本来営利を目的とする組織ではないはずですし、これも財産300万あればできるという手軽にできる会社です。社団法人も財団法人も余り大きな差がないと、そういう子会社全部全て割と手軽にで

きる、だからこの会社に貸し付けしてこういう建物を何十年維持することができるかというのはどこか違う理由も含めてある程度あって貸し付けしなければならないと思うのですけれども、今回一般論としてどういう検討したかということをお聞きしたいと思います。許可を出すに当たって、会社の安全性とか、そういうことも含めて。

金木委員長 暫時休憩します。

(休憩 10:55~11:00)

金木委員長 それでは、会議を再開したいと思います。

清水主幹 大変申し上げにくいのですが、議長お見込みのとおり設立間もない法人ということで実績はないような状態で、ただ単に風力発電という事業の計画書を見て大丈夫だろうと判断して貸し付けに至ったものであるということでもあります。

森 議長 出した経緯については、その時点の判断ですから、あれですが、今後にかかわる部分でそれに関連してちょっと質問続けます。先ほどの説明ですと、私も曖昧なのですが、今後については羽幌町の貸し付けについてはガイドラインができた以上それに沿う土地がもうないので、認めないということでしたけれども、現状の貸し付けするまだ建っていないところ、これは先ほど説明あったような気もしますが、もう一度改めて確認しますが、ガイドラインに沿っているのかどうか、これから建つところ何基でしたっけ。(3基。の声)

酒井課長 海岸から300メートルという部分では、クリアをされていないのかなというふうに思います。

森 議長 去年の12月に町は、こうあるべきだということでガイドラインを決めた。ただし、これから町有地に建つところがそのガイドラインから最初から外れているということは、やっぱりちょっと矛盾という以前の問題かなという気がします。

それから、説明の中で今後、もう近々ということでしたけれども、そういう部分で何かあったとき、基本的にはガイドラインあって、それで町は回ったときに話し合うということですが、このガイドラインをつくる際も含めて明確にそのガイドラインから外れているものと契約を結んで今まででも例えばガイドラインから外れているので、もうちょっと違う形にならないかとかというような話し合いを持ったり、今後話し合いを持つような考えはあるでしょうか。

酒井課長 既に経産省のほうに申請手続きされているものですので、今の段階ではちょっとお話は難しいのかなというふうに思っております。

船本委員 さっきから経産省、北電という、北海道の場合北電なのだけれども、両方に申請する段階では契約までいなくても覚書というか、合意書というか、そういう文書があれば北電も経済産業省も申請を受理すると。だから、そういうもの持っていても、地主からもらっていても、そういう合意書でも覚書でももらっていてもその土地を北電、経済産業省が許可するかしないかというのは別問題だからという言い方をしておーケーになって初めて契約というのをやったりしているようです。だから、経済産業省に契約書を見せるだとかあれだとかというレベルでないのです、これは。その会社で言っているかもわからないですけれども、そうではないというように私は聞いています。だから、その地主の人から書類見せてもらったのは、合意書という表現している、そして経済産業省なり北海道の北電がだめだとなればこれは没ですからという表現している、だから一切のあれは持ちませんからという形。

それと、建たなかったらお金が払えないといって電気回らなかったらお金払っていない、それこそ手付金として3万だか5万置いていっていただにしてくれないというところ何件もある。だから、悪いのだけれども、町も入っている以上、町も建てる以上は、やっぱり現地にも足運んで。僕が現職中企画課で風車をやると思ったときに一齐に高台地区から現地確認したこともあります。そして、地主の人たちの意見も聞きながら、町も協力するということになって、でっかいやつを。だけれども途中で北電が電線が細くて入れれないからと断念したことがあります。苫前町が建設する前です。だから、僕は希望としては、できるだけ現地へ入って

やっぱりいろんな地主の意見も聞いたり、建てると思った人たちの意見もどんどん聞いてやるべきでないかなと思うのですけれども、ガイドラインもあります、ガイドラインも大事だけれども、現地でやっぱり町民の意見を聞いてあげるのが大事でないかなと。そこら辺どうですか。

酒井課長 これからどのような箇所に建つかどうかもちよつとわからない部分がありますので、恐らくそういう動きがあった場合については何だかんだ町民の方からも情報提供あると思いますので、真摯に対応していきたいというふうに思います。

村田委員 先ほどから船本委員が心配しているように、風車が建って何年後かにその会社が倒産して置き去りになっていく可能性というのは、やっぱり宮坂問題ではないですけれども、どうしてもよぎってしまう問題で、先ほどの説明でいくと原則の話はしていましたがけれども、原則の場合はもし倒産して幽霊会社になった場合ということ想定すると町有地だろうが民有地だろうと同じことだと思うのです。そこら辺は、何とかいい手だてというか、手法というのですか、あるかないかはちょっと、かなり厳しいのかもしれないですけれども、でも最終的にはやっぱりそういうことを考えないと、小平町の風車みたく現存している会社でさえ壊すといつて羽根しかとらないで帰っていつてしまっているわけで、そういうことはかなり私としては将来的な不安というのですか、それが非常にどうしてもつきまとうので、そこら辺の将来的な考え方、この小形の風力発電に関して何か考え方とか、その対処の方法とか考えがあればお聞きしたいのですけれども。

酒井課長 今具体的に対処の方法と言われても特にはないのですけれども、今回法改正になった後に設置業者の義務としまして国のほうに年に1度設置費用ですとか、各年度の運転費用を国に提出するように義務づけられていますので、そういう部分もしそういう情報だとかが得られるのであれば経営状況だとかも判断できるかもしれませんので、ついてはこれからどういうことができるかわからないですけれども、この辺の基準だとかも参考にしながら検討したいというふうに考えます。

村田委員 今の答弁でいくと、検討するといってもほとんどやっぱり不安がよぎるだけで、ではどういう対処があるのかといってもなかなかないのが実情なのかなと思っているのです。これから後、今35基申請上がっていて35基建つのでしょうけれども、そのときに最終20年たって更新するのか、撤去するのか、そこら辺はもうちょっと強く中に入っとうたえないものか、そこら辺検討してもらって少しでもそういうことが起きないようにしてもらいたいなと思います。私もどれだけのことができるかという部分に関してかなり厳しいのかもしれないですけども、最後困るのはそのとき置いていかれたら自分たちでなくて次の世代の町民が困るわけで、そこら辺本当に肝に銘じて何かいい方法考えてもらいたいなと思います。答弁は要りません。

船本委員 最後に、ちょっとしつこいようですけども、もう建ててしまったのだし、ガイドラインも無事につくったのだし、これ以上のこと言ってもだめだと思う。それで、私さっきも言ったように、次の更新のときには買ってほしいと。ただ、町よりも私は民間のを心配しています。10人のうち1人か2人買ってもらっているようでした、話を聞いたら。あと残りの人は全部貸し付けしてしまっていると。そして、電気が回らなかったらお金払わないよというやり方をやっている。それは、1本100万から180万ぐらいの間でばらばらのようだ、その会社によって。だから、その人たちが例えば途中で20年投げられた場合に困るのは、全部担保に入ってしまうのだから、この土地というのが。うちのもそうだと思うけれども、全部入れてしまっているから、何にも使えなくなる。使えなくてもいいのだけれども、この会社がなくなってしまったら、今の人たちだけでなく、次の代、次の代と相続でいってしまうから、その時も壊せ、壊せと町としても言うと思います、民地でも危険であれば。町であれば、即壊すだろうけれども、心配しているのは民地です。それは、民地を我々行政としても口出しできないし、我々だって入れないからあれだけれども、そんなのが大変だなと思うのです。そして、町は貸し付けしたというのを聞いたけれども、そこら辺の要らないようなところだろうと思ったけれども、場所的にいっても道路のすぐそばだし、これはできるだけ買ってもらったほうが、さっきあと課長言ったようにいろんな心配がると思います、確かに。大きな会社でこの会社は大丈夫だろうと思っても、

先はわからないし。旅の業者だから、やっぱりある程度慎重にかかって、あと町も困らないようにするとなれば、私は売ったほうが一番無難だと思うのです。ということだけ申し入れして、答えられないでしょうから、いいです。十分検討してください。

森 議長 本当にしつこくて申しわけないのですけれども、本当に検討材料に加えていってもらえればなと思いますので、あえて発言させていただきますけれども、やはり後でつくったガイドラインに明確に違反しているものを今後町の土地の上に建てるということは今後何かあったときに行政側の責任としても問われる部分が出てくる可能性は高いなと思います。そこで、去年つくったガイドラインというのは議会議決必要ではないわけですけれども、それに合わせてガイドラインを直せとはとても言えませんが、やはり整合性をとるような何らかの手だては必要ではないかなという気がします。それと、それがあつ以上、一応自動継続とはいいながら、土地の貸し付けに一定期間が来ると次に契約期間が来るわけです。そのときにもまた今の基準に違反しているものに対して自動的に認めるということになってきますので、これがまだ新しいうちはいいですけれども、これから5年、10年たっていく中でいろんな問題があるので、やむを得ないという部分は認めますけれども、やはりそれなりの対処というのは今から準備する必要があると思いますので、申し添えておきたいと思います。答弁は結構です。

金木委員長 ほかにはありませんか。(なし。の声) ないようですので、質疑のほうは締め切りたいと思います。いろいろ懸念される問題もまだあるということで、その時々状況を見ながら、また問題が起きたときなどにはこの案件で話し合っていきたいと思います。  
本日はこれにて終了いたします。